

# 労災レセプトは オンライン請求が便利です

労災保険の労災診療費・労災薬剤費・アフターケア委託費は、オンライン・電子媒体で請求することができます。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

## 導入のメリット

### 1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。  
ダウンロードも可能です。

### 2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

### 3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

### 4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

### 5 電子化による点数が算定できます

レセプト1件当たり、5点の労災電子化加算がされます。

（令和8年3月診療分までの予定です）

（薬剤費レセプトは対象となりません）



# オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。  
労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

## 届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

## ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得  
(届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送)

## 設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

- ※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。
- ※ 確認試験は必ず実施してください。

## オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体(CDなど)の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム

検索

- ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

**労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク**  
**フリーダイヤル 0120-631-660**

| 受付日(毎月)      | 受付時間       | 備考        |
|--------------|------------|-----------|
| 5～7日、11日、12日 | 8:00～21:00 | 土、日、祝日も受付 |
| 8～10日        | 8:00～24:00 | 土、日、祝日も受付 |
| 13日～月末       | 9:00～17:00 | 平日のみ受付    |

※ 1～4日9:00～17:00(土日祝日を除く)については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。  
電話(代) 03-3920-3311(労災レセプト電算処理システム担当まで)